

相続

Souzoku tsushin

通信

2024
October

10



税理士法人 向田会計

〒376-0045 群馬県桐生市末広町6-10
TEL 0277-45-2160 FAX 0277-45-2161

相続税は本当に重いのか？

相続税は思われているほど重くない場合が多いのです。今回は、2億円までの財産に対する効果的な相続税対策を紹介いたします。

最高税率 55%の税金

日本の相続税は「最高税率が 55%と高い。相続のたびに財産が半減して、三世代の相続で財産が消えてしまう」と言われることがあります。しかし、実際のところは、そこまで重い税金ではありません。

筆者は相続税申告を専門とする税理士として働いていましたが、ほとんどのお客様の相続税は、せいぜい1割から2割程度の負担でした。

5割の相続税負担のあるお客様は見たことはありません。

たとえば、ご主人が他界し、奥様と子供2人で2億円の遺産を相続したとすれば、一次相続で約 1,350 万円（配偶者は税額軽減でゼロ）、二次相続で約 770 万円の相続税となります。

相続税負担は約 10%です。3億円の遺産であっても、税負担は約 16%となります。相続税は、それほど重くはないと思われます。

【遺産の規模と税負担率(要約)】

夫と妻・子供2人のケース

ご主人の遺産	相続税	子供の手取り額	税負担率
1 億円	395 万円	9,605 万円	4%
2 億円	2,120 万円	1 億 7,880 万円	10%
3 億円	4,700 万円	2 億 5,300 万円	16%
5 億円	1 億 1,475 万円	3 億 8,525 万円	23%
10 億円	3 億 3,020 万円	6 億 6,980 万円	33%

一次相続から二次相続まで2回の相続で支払う相続税合計額とその負担率の表を見てみ

ましょう。

ご主人の遺産が1億5千万円までであれば、二次相続までに相続税を2回支払っても、税負担率は10%です。

税負担が意外と軽いのは、基礎控除という非課税枠があること、相続税の税率は、相続財産の総額ではなく、法定相続分で分けた金額に基づいて掛け算が行われることによります。

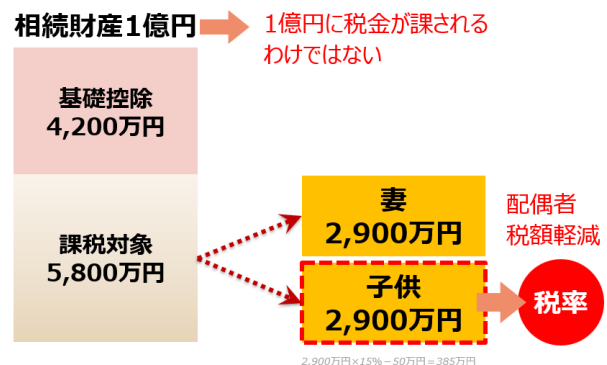
遺産が1億円あったとしても、税率表に記載されている税率 30%を適用するわけではありません。基礎控除を差し引いた課税遺産総額を、法定相続人に分けたと仮定し、その金額に対して税率を乗じるのです。

相続人が妻と子供1人の2人とすれば、基礎控除 4,200 万円を差し引いた 5,800 万円の法定相続分2分の1である 2,900 万円に対して税率 15%を乗じます。

また、妻には配偶者の税額軽減の特例を適用することができるため、法定相続分または1億6千万円までは税額ゼロになります。この結果として、相続税は、子供に課される385万円に過ぎません(=2,900万円×15%−50万円)。

➤ 基礎控除は非課税

➤ 法定相続分毎に計算



個人財産2億円までの相続税対策

個人財産2億円が相続税対策に取り組むかどうかの分かれ目だと言われることもありますが、2億円までの人は、何をすればよいのでしょうか。税負担が軽いとは言っても、可能な限り相続税を減らしたいものです。

個人財産2億円以下の方々であれば、次の3つの手法を使えば、相続税対策は十分でしょう。

110万円までの贈与を続けること、小規模宅地等の特例を適用すること、生命保険の非課税枠を使うことです。

暦年課税であれ、相続時精算課税であれ、受贈者1人につき毎年110万円の基礎控除があります。基礎控除は毎年繰り返し利用でき、孫など法定相続人以外の人にも使うことができます。この制度を活用して、受贈者の数を増やし、毎年少しずつ財産を贈与することで、相続財産を減らすことができます。

相続人とならない孫への贈与を行うことで、相続を一代飛び越えることになり、相続税の課税を1回パスすることができます。これも節税効果のある方法です。

また、小規模宅地等の特例を確実に適用できるように準備することが重要です。

被相続人が居住していた家の敷地に対して、小規模宅地等の特例を適用すれば、一定の条件を満たす宅地については、評価額を最大80%減額することができます。これによって、相続税が課される財産の評価額を引き下げることができます。

そして、死亡保険金の非課税枠は使わないと損でしょう。生命保険の死亡保険金には、500万円に法定相続人の数を乗じた非課税枠が設けられています。これにより、被相続人となる人が生命保険に加入し、その相続人に保険金を

受け取らせることで、相続税負担を軽減することができます。

これらの手法を組み合わせることで活用することができれば、個人財産2億円以下の方々でも効果的な相続税対策となります。将来の資産承継を円滑に進めるためには、これら3つを早期に実行することが望ましいでしょう。不動産投資や法人化などを考える必要はありません。

ただし、暦年課税による贈与の場合には注意が必要です。相続発生の7年以内に贈与した場合、基礎控除の対象となった110万円も含めて7年以内の贈与財産が相続財産に加算されるからです。これを生前贈与加算といいます。

90歳を超えるような高齢の方、重大な病気をかかえている方であれば、この生前贈与加算が行われる可能性が高いことから、暦年課税ではなく相続時精算課税を選択すべきでしょう。

教育費や生活費の負担を優先

相続税対策のために財産を減らすのであれば、子供や孫にお金を贈与するのではなく、生活費や教育費を負担してやることを優先して考えましょう。そもそも、夫婦間や親子間など、扶養義務者から生活や教育に必要なお金を渡す場合、通常必要と認められるものであれば贈与税はかからないからです。ただし、贈与税がかからないのは、生活費や教育費の支払いに充てられていることが前提です。

子供や孫がそれらに使わず、金融資産や不動産の購入に使うような場合には、贈与税がかかります。また、複数年度分の教育費などをまとめて贈与した場合にも、贈与税がかかる可能性があります。注意しましょう。

(公認会計士/税理士 岸田康雄著『相続生前対策パーフェクトガイド』『富裕層のための相続税対策と資産運用』より日本ビズアップが編集)

相続財産の名義変更手続きに必要な書類は何ですか？

相続の名義変更には書類がたくさん必要で、手続きはとても煩雑です。

■不動産(土地)の名義変更

不動産(土地)の名義人が亡くなり、その不動産(土地)を相続する場合には、不動産(土地)の名義変更が必要です。相続による名義変更とは正確に言うと、不動産(土地)の所有権を、被相続人から相続人へと移転する登記手続きのことです(相続登記とも言います)。

相続が開始されたらすみやかに、名義変更の手続きをしたほうがよいでしょう。

手続きは法務局で行います。通常の名義変更(所有権移転登記)は、所有権を渡す人と所有権を受け取る人との共同で申請するのが原則ですが、相続の場合は、所有権を渡す人(被相続人)は亡くなっていますので、所有権を受け取る人(相続人)が自ら名義変更手続きを行います。また、相続人が複数人いる場合は、代表相続人が手続きをします。なお、司法書士に依頼することもできます。

■必要書類(不動産や土地の名義変更)

必要な書類は以下の通りですが、事例によって多少異なります。

- 被相続人の生まれた時から亡くなる時までの戸籍謄本(または除籍謄本)
- 相続人の戸籍謄本
(相続人が複数人いる場合は全ての相続人)
- 相続人の住民票(相続の形式によって住民票が必要な相続人が異なります)
- 対象不動産(土地)の登記事項証明書(かつての登記簿謄本)
- 登記申請書(相続)
- 固定資産評価証明書(登録免許税の計算のため)
- (事例により)遺言書、遺産分割協議書と相続人全員の印鑑証明書
- 司法書士に委任する場合は委任状 など

なお、平成29年から、法定相続情報証明制度により、法定相続情報一覧図の写し(法務局交付)があれば、戸籍謄本等の提出が不要になりました。名義変更(所有権移転登記)が終わると、登記完了証と、登記識別情報通知書(かつての登記済証)が交付されます。

■自動車の名義変更

被相続人が所有していた自動車を相続人が新たに所有する場合は、自動車の名義変更(移転登録)が必要になります。

名義変更は新たに所有者となる相続人の住所を管轄する運輸支局などで手続きしますが、自動車保管場所証明書を取得してから1ヵ月以内に手続きしなければいけないので注意が必要です。申請者は、新たに自動車の所有者となる相続人(相続人が複数人いる場合は、代表相続人)になります。また、行政書士に依頼する方法もあります。

なお、廃車にする場合や譲渡する場合も、相続による名義変更がまずは必要になります。

■預貯金の名義変更

被相続人名義の預貯金がある場合は、相続による預貯金の名義変更が必要です。相続人が被相続人の預貯金口座を承継する場合は、相続による預貯金の名義変更をします。

被相続人の預貯金口座を承継しない場合は解約をして預金を払戻す手続きをとることになりますが、その場合も、まずは相続人名義に名義変更をしてから、解約手続きをするという流れになります。